

總理廳甲第二號

昭和二十二年五月三日

内閣官房長官

復員廳總裁殿

日本國憲法の施行に伴い總理廳が設置せられたので貴局（長）の事務處理と文書の取扱について、内閣官房主管のものを除き左記のよう御承知せられたく命によつて通知します

記

一 主管事項中特に重要なものは、すべて内閣總理大臣に上申し又は相談の決定を請うこと

二 諮議の決定を請うものは、その旨を内閣總理大臣に上申すること
法律、政令の制定又は改廃を要するものは、内閣總理大臣の請議參

0739

として上申すること

三 文書処理の方法は次の次のようにすること

(一) 内閣總理大臣、内閣官房長官又は總理輔へ宛てた書類はすべて總理官房總務課で接受しその長局(廳)で開封起案を終するものは、總務課からこれをその廳に回付する

(二) 主管事項について内閣總理大臣(又は内閣官房長官)の決裁を要するものは、すべて總理官房總務課に送付すること

(三) 内閣總理大臣又は總理輔名で外部に送する書類は原則として總理官房總務課からこれを般する。その長局(廳)の起案に係るものは、般送後書類(原議)はこれをその廳に回付する

内閣總理大臣又は内閣官房長官宛送する公文書は、宛名人が直接開封しなけれならないものの外はすべて總理官房總務課に死にして送付すること

(四) すべて書類には、その公文書の交渉主任者を欄外又は他の適當のところに附記すること

船頭第九八號

復員官署一般及公安課課

前渡資金玄納計算書の証秘書類の代用にて

昭和三十二年六月十三日

第一復員局經理部長

首題の件に關し会計検査院の承認を受たの通り定められたり通牒す。

左
記

諸給與金支拂便振替貯金に於て送金支拂さした場合は各人毎に支給内訳を記載して
其官吏の支拂証書に郵便振替貯金受領票同振替票並びに振替貯金拂去内訳
票を添付して計算證明規則第12条の証明書に代用することを得。

留守宅渡金補給金で給與原状を備付け各人毎の支給を明瞭ならしめてあるものは支拂
証書に受領者の階級別人員、金額を記載し所屬長官が給與原状と対照し正当に支拂
せよことを奥書、謹印して前項の各人毎の支給内訳記載を省略することを得。

0741

復第四六號

第一復員官署一號

都道府縣民生部（局）長
陸軍軍人軍屬であつた者の死亡報告に就て

昭和二十二年六月九日

復員廳總裁官房長

陸軍軍人軍屬であつた者の戸籍法第百十九條による死亡報告は從來地方世話部長が取扱つて居つたが地方世話部の都道府縣廳への統合と共に其の事務は都道府縣廳で取扱はれる様四月二十五日復第三十號で通牒したが尙本件に就ては別紙第一の通司法省及内務省に照會し兩省から夫々別紙第二及第三の通り回答があつたから爲念通牒する

参考 世話課長

0742

経理部長

後販官署一般及公債課課長

物品の支納証明につき

昭和三十二年六月十三日

第一復員局經理部長

前題の件に關し會計検査院より別紙案の通り指定せられ下から承知其旨度、

別紙

機関四號

昭和三十二年六月五日

會計検査院長

荒井 誠一郎



内閣總理大臣片山哲殿

貴省所屬の物品の支納の證明は、左記のものと除く外、すべて、計算證明規則第十六條によつて、物品支納計算書報告書を以て代用を、その提出の期は、年

0743

上記に提出期限は明治年庚五月三十日までに會計検査院に到達する旨
旨定めたが、此旨通知す。

該

戰後復興工事用材料並びに復員厅事務二種類の補給用物資の船
舶修理用物品

0748-2

別紙第一

一復第一〇四四號

陸軍軍人軍屬關係死亡報告に就て照會

昭和二十二年六月九日

復員廳總裁官房長

殿

地方自治施行に伴ひ現在地方世話部で報告して居る戸籍法第百十九條に據る陸軍の軍人、軍屬關係死亡報告は都道府縣廳に於て其の事務を執るやうに致したいから照會する。

追て異存ない時は關係官者に通知せられたい。

尙右通知の寫を第一復員局に通報せられたい

0744

照會先

内務省地方局
司法省民事局

0745

通稿第二

司法省
民事局 第三八一號

昭和十二年五月七日

司法省民事局長 奥野健一

復員廳總裁官房長

陸軍軍人軍属の死亡報告について

各月二十五日前一枚第一〇四四號を以て御照會の件については、格別興
存なく、各司法事務局長に対して別紙の通り通達したから御了承願いた
い。

0746

司 法 番
民 事 局 民 事 甲 第 三 八 一 號

昭和二十二年五月七日

司 法 番 民 事 局 長 奥 野 健 一

各 司 法 事 務 局 長 穗

陸軍軍人軍屬の死亡報告に關する件

このたび復員廳總裁官房長より地方自治法施行後の陸軍軍人軍屬の死亡報告について、別紙甲號のような照會があり、別紙乙號の通り回答したからとの旨貴番下各市區町村長に徹底方を取り計らはれたい。右通達する。

0747

別紙第三

内務省地政乙第三四〇號

昭和二十二年六月一日

内務省地方局長

復員廳總裁官房長 殿

陸軍軍人軍屬關係死亡報告について

四月二十五日附一復第一〇四四號で照會の陸軍軍人軍屬關係死亡報告について、異存はないから、關係官署への通知は、貴廳においてよろしく御取り計り願いたい。

0748

六二
復員官署一般

流通秩序確立對策要綱に關連しての注意

昭和二十二年八月二十日 復員廳總裁官房長

先般閣議決定された流通秩序確立對策要綱は、その中に、政府機關の間購入及び閑價格の工事契約等を禁止し、これに関する官公吏の服務を取締の対象とする旨を規定している。
申すまでもなく、叙上の趣旨の履行については、今後とも、復員官署として十分配慮せられ度く通知する。

0749

復第六七號

復貴官署一號

勞動基準法の施行について。

昭和二十二年九月三日

復貴廳總裁官房長

御承知の通り、昭和二十二年法律第四十九號として本年四月に公布された労動基準法は五月一日よりその大部が施行せられた。而してこの法律は、同法第八條によつて一般官署にも適用せられるものであるから、官署内の執務等についても同法に倣致するよう注意事项を度い。なお、特に必要な件は左の通りであるから念の爲め通知する。
一、官廳執務時間に就ては前する規定がないが、本法施行後は執務開始後六時間を経過した時は少くとも四十五分以上の休憩を與えなげねばならぬ。

(法第三十四條第二項)

0750

二 一賃休憩の原則については、例外を認める（則第二十六條）ので

個別に所定の休憩を與えれば良い。

三 八時間以上労働させる場合及び休日出勤を命ずる場合には割増賃

金、二割五分以上、を支拂わねばならない。

四 割増賃金は月尋者の場合には月尋直を所定労働日数で除すること
になるので、日下細部については財務當局にて研究中であるから追
て通知される。

五 官能休憩時間反休暇に当する命令に依れば、一年二十日の休暇は
恩恵的と與える事になつてゐるが、本法施行後は一年六労働日を基
本として、越増割の年次有給休暇を義務として與えなければならな
い。

六 職務上負傷、疾病に罹つた場合の療養補償、休業補償其の他災害
補償については日下大藏省給與局で立派中の國家公務員災害補償法
の成立を俟つて、既に施行させることとし、右法律の成立迄は勞
務標準法を各種共済金、恩給法の双方を適用することとする。

